

韮崎市移住施策状況(令和5年度)

	名称	概要	実施期間 (R5年度中)	1件あたりの支給額	備考	担当課	
就業支援	移住支援金	韮崎市移住支援金交付事業	移住・定住の促進および中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から本市に移住し、対象となる企業等に就職または起業した方、移住元の仕事をテレワークにて継続している方に対する支援。	就業等から3ヶ月経過し、かつ、移住後3ヶ月以上1年以内の期間	2,600,000	①単身60万円 ②世帯100万円 ※子育て世帯子ども一人当たりにつき30万円の加算。ただし、令和4年4月1日以降の転入者に限る	総合政策課
	支援金(独自事業)						
	就職	若者定住就職奨励事業	就職又は起業を目的に本市へ転入する若者に対し、奨励金を支給し、若者の定住促進を図る。	令和8年3月31日まで(1回のみ)	10万円		産業観光課
	農業 林業						
	起業	起業支援補助事業	市内において新たに起業する方に対し地域経済の活性化を図る。 ①新規起業準備補助金(改修費、設備・備品購入費の1/2補助) ②事業所賃借料補助金(事業所の賃借料の月額1/2を1年間補助) ※いずれも上限あり	【改修費・設備等】 1回の起業に対し1回【家賃】開業日～1年間 令和6年3月31日まで	【改修費・設備等】 補助率:1/2 改修面積100㎡未満:50万円(上限) 改修面積100㎡～199㎡:100万円(上限) 改修面積200㎡以上:200万円(上限) 【家賃】 補助率:1/2 改修面積100㎡未満:月額5万円(上限) 改修面積100㎡以上:月額10万円(上限)		産業観光課
その他	奨学金返還支援事業助成金	定住促進と就労初期の経済的負担の軽減を目的に、奨学金の貸与を受けて高校・大学等を卒業し、就労等をしている方を対象に助成金を交付し支援	最初の交付決定年度から5年	大学在学時貸与 200,000円(年額上限) 高校在学時貸与 100,000円(年額上限)	大学在学時貸与 200,000円(年額上限) 高校在学時貸与 100,000円(年額上限)	総合政策課	
その他							
住宅関係支援	空き家バンク	空き家対策事業	①空き家バンク登録物件リフォーム補助金(空き家バンク登録物件のリフォーム工事に対して補助金を交付) ②空き家バンク家財処分等補助金(空き家バンク登録物件の家財処分に対して補助金を交付) ③空き家バンク登録者支援補助金(空き家バンクへの登録時の登録にかかる諸経費に対して補助金を交付) ④空き家バンク成約者支援補助金(空き家バンク物件への移住及び定住の際にかかる諸経費に対して補助金を交付)	①契約から1年以内 ②契約から1年以内	①1,000,000円 ②100,000円 ③100,000円 ④100,000円	①1/2補助 リフォーム工事費 最大100万円・家財処分費用 最大10万円 ②【登録者】不動産登記及び相談登記を行うためにかかる登記手数料・委託料 最大10万円 【成約者】仲介手数料・引越費用 最大10万円	総合政策課
	住宅・宅地取得補助	持家住宅定住促進助成事業費	移住・定住を目的として新たに住宅(新築・中古)を取得した者に対し助成金を交付し、人口流入の促進を図る	令和6年3月31日まで	【新築・建売住宅取得】 転入者:600,000円 市内在住者:300,000円 【中古住宅取得】 転入者:500,000円 市内在住者:200,000円 【子育て世帯加算】 同居する18歳以下の子ども1人につき10万円を上記金額へ加算する	諸条件あり	営繕住宅課
	住宅改修補助						
	定住促進住宅等	定住促進住宅管理事業	公営住宅法とは異なる独自の法律にて、本市への居住を希望する方の定住を促進し、地域の活性化と定住人口の増加を図る <管理住宅> サンコーボラス祖母石78戸 サンコーボラス藤井79戸 サンコーボラス竜岡79戸	令和6年3月31日まで(通年実施)		家賃助成制度あり(下段 韮崎市転入者及び新婚家庭定住促進住宅家賃助成金)	営繕住宅課
	お試し滞在施設	定住対策促進事業	・定住促進住宅の目的外使用の許可(無料) ・お試しハウスによる地域の生活環境等を体感する短期滞在事業(無料)	3～14日間		他県の住民のみ	営繕住宅課 総合政策課
	家賃補助	韮崎市転入者及び新婚家庭定住促進住宅家賃助成金	韮崎市への転入を促進するとともに新婚家庭を応援し、もって定住人口の増加を図るため、定住促進住宅の家賃の一部を助成する	令和6年3月31日まで(通年実施)	定住促進住宅に入居した月から2年間 家賃のうち10,000円/月を助成する	諸条件あり	営繕住宅課
	その他						
	二拠点居住等	サテライトオフィス	定住対策促進事業	県外からの企業やリモートワークをする方などにご利用いただけるコワーキングスペース、サテライトオフィス「Hiroba」を運営	韮崎市民交流センター「ニコリ」開館日 9:30-21:30		(管理運営):(株)まあめいく)
ワーケーション テレワーク お試しオフィス 企業への支援							
個人への支援(遠距離通勤補助等)		鉄道利用通学者支援事業	市内に居住し、県外の大学などへ通う学生に対し、定期券購入費用の一部を助成		10,000円	通学定期券購入費の1/2を補助 月額最大1万円	総合政策課
その他							
	新婚世帯支援	結婚新生活支援事業	韮崎市内で新たに結婚生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越費用、リフォーム費用の一部に補助金を交付	令和6年3月31日まで(1回のみ)	・令和5年3月1日以降に、婚姻届を提出した夫婦 ・夫婦の所得が500万円未満の世帯 ・婚姻日現在において、夫婦とも39歳以下である世帯 上記条件で30万円 夫婦ともに29歳以下の場合、60万円		総合政策課

子育て支援	医療費助成	子ども医療費助成事業	高校3年生（満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者）までの子どもが医療機関を受診した際、その医療給付に係る自己負担金を医療機関窓口で徴収しないことをもって助成するもの。また、県外病院への受診など、窓口無料扱いにならなかった医療給付に係る自己負担分は、所定の期間内に市へ請求することで返還される。	満18歳3月31日（高校3年生卒業）まで	現物給付（医療費無料）	【窓口無料扱いにならなかった分について】市への請求期間：受診した月の翌月10日から1年間	こども子育て課
	出生祝金						
	妊娠祝金・出生祝金	出産・子育て応援給付金	妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て世帯に寄り添い、ニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施。	令和6年3月31日まで（予定）	妊婦1人あたり5万円 新生児1人あたり5万円	市内製作者による木製スプーンの贈呈	健康づくり課
	交流・相談拠点	地域子育て支援センター管理運営事業	利便性の高い駅前の立地を活かした子育て支援拠点を開設 ・子育て家庭の交流の機会、場所の提供、子育て支援情報の収集、提供、相談、講座の実施、子育てサークル等の育成及び支援などを行う。 ・乳幼児を持つ保護者（父・母）等を対象に、各種事業を通じて、楽しい子育てをサポートする。	開館日：火曜日～日曜日・祝祭日		妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「韮崎すくすく子育て相談センター」を併せて開設	こども子育て課
	不妊治療助成	韮崎市不妊症対策支援事業	不妊症で子供を授かることができない夫婦及びパートナーに、治療費の一部を助成して、経済的負担の軽減を図り、治療しやすい環境づくりを行う	・治療が終了した日の翌日から1年内に申請 ・特定及び一般不妊治療：1年度内につき20万円を限度とし通算5年 ・男性不妊治療：1年度内につき5万円を限度とし通算5年	・特定及び一般不妊治療：1年度内につき20万円を限度とし通算5年 ・男性不妊治療：1年度内につき5万円を限度とし通算5年	・夫婦のいずれかが継続して1年以上韮崎市に住所を有する ・年齢要件はなし ・事実婚も対象とする	健康づくり課
	保育料・給食費等助成	子ども・子育て支援事業（韮崎市多子世帯応援補助金）（韮崎市私立幼稚園給食費補助金）	第2子以降の児童に対して保育料及び給食費を助成するもの	認定こども園・幼稚園・保育所等の在籍期間	年間54,000円が上限	補助限度額 ・保育料：全額 ・給食費：4,500円/月×在籍月数	こども子育て課
	物品購入等助成						
その他	ファミリーサポート支援事業費	子育ての援助を受けたい者（依頼会員）と提供したい者（預かり会員）を登録し、安心して働くことができる環境づくりを支援するファミリーサポート事業において、利用料の半額を助成する	通年（依頼会員と預かり会員の仲介状況による）	・助成上限 30,000円/月	・韮崎市在住の生後3ヶ月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者が対象	こども子育て課	
その他支援	育休支援	男性の育児休業取得促進事業	男性の育児休業の取得促進により、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図るため、中小企業に勤務する市内在住の男性労働者と事業主に奨励金を支給する	連続10日以上の子育て休業取得後職場復帰から1年以上経過が対象	・事業主 30万円 同一年度1回限り 他制度の対象者は除く ・個人 5万円		産業観光課